

「経営力向上計画」の策定・活用

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、中小企業等が策定した計画が認定されると、次の優遇措置が受けられます。

(1) 固定資産税減税

計画に基づいて取得した機械装置については、その取得の翌年度から**3年度分の固定資産税が1/2に軽減**されます。

《対象資産》

- ・販売開始から10年以内のもの
- ・旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
- ・取得価額が160万円以上であるもの
- ・中古資産でないもの

(2) 資金調達支援

計画に基づいた事業を行うための資金調達について、**低利融資・保証枠の拡大**等の支援が受けられます。主なものをご紹介します。

《商工中金による低利融資》

商工中金独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

《保証限度額の別枠・保証枠の拡大》

計画の実行※にあたり、民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

※新事業活動に該当する場合に限りです。

	別枠による保証限度額
普通保証	2億円
無担保保証	8,000万円
特別小口保証	1,250万円
新事業開拓保証	2億円→3億円
海外投資関係保証	※保証枠の拡大

この他にも、補助金の申請の際に同計画で認定を受けている場合、審査加点を検討している補助金もあり、注目度が高い制度となっています。

なお、計画の策定・申請に期間を要する制度となっていますので、ご利用を検討される場合には事前に各担当者までご連絡下さい。

空き家に係る譲渡所得の特別控除の適用関係

平成 28 年 4 月 1 日以後、相続により取得した空き家又はその敷地で一定の要件を満たすものを譲渡した場合には、譲渡所得の 3,000 万円の特別控除が受けられます。一定の要件には、①譲渡対価が 1 億円以下であること、②譲渡が相続開始日以後 3 年を経過する日の属する年の年末までに行われていること等があります。

(1) 共有で相続した場合

空き家とその敷地を兄弟等が共有で相続した場合には、共有者それぞれが空き家と敷地の両方を取得したことになり、共有者 1 人につき 3,000 万円の控除が受けられます。ただし、譲渡対価が 1 億円以下であるかの判定は、共有者ごとの持分に応じた金額ではなく、全体の譲渡対価そのもので行います。

(2) 小規模宅地等の特例の併用

相続人が※「家なき子」に該当する場合において、相続税の申告期限後に敷地（330 m²を限度）を譲渡したときは、敷地等の評価額が 80%減となる相続税の小規模宅地等の特例の対象となり、空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円控除と併用することができます。

※「家なき子」とは、①相続開始直前において被相続人が一人暮らしをしていること、②相続人がその敷地等を申告期限まで引き続き所有すること、③相続開始前 3 年以内に本人又はその配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと、という要件を満たす相続人をいいます。

厚生年金保険料率の改定

平成 28 年 9 月分(10 月納付分)より毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)にかかる厚生年金保険料率が 18.182%に引き上げられます。保険料は事業主と被保険者で折半しますので、各々 9.091%ずつ負担することになります。一般的には、翌月 10 月支給の給与より控除額が変更になります。給与計算の際はご注意ください。ちなみに、厚生年金保険の保険料率は、平成 16 年の法律改正により、平成 29 年 9 月に 18.3%で固定されるまで毎年 9 月に段階的に引き上げられます。

もし宝くじが当たったら・・・

もし 5 億円が当たったら、あれ買ってこれ買って・・・世界一周もいいなあ～なんて一度くらい考えたことがある人も少なくないと思いますが、万一本当に当選した場合、税金はどうなるのでしょうか。「宝くじの当選金は非課税」というのはご存じの方も多いでしょうが、自分の口座に 5 億円振り込まれてから家族に 1 億円ずつ分ける、なんてことをすると「贈与税払ってください」と言われかねません。家族 4 人に 1 億円ずつ分けると 4 億円の半分以上を税金として取られてしまう可能性があるのです。そうならないために「5 人共同で買いました」と最初から 5 人の口座に 1 億円ずつ分けて振り込んで貰いましょう。それと「当選証明書」というものがあるそうなので、これを必ず 5 人分貰っておいてください。「このお金どうしたんですか？」と後日税務署が聞いてきたら「宝くじの当選金です」と堂々と説明できるようにしておきましょう。

